

名古屋市告示第117号

名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

令和 8年 3月26日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 組合の名称

名古屋市茶屋新田土地区画整理組合

2 事務所の所在地

名古屋市港区川園一丁目17番地

3 設立認可の年月日

平成20年 2月15日

4 変更の内容

第 5条（事務所の所在地）中「名古屋市港区川園一丁目17番地」を「名古屋市港区西茶屋二丁目11番地」に改める。

5 変更認可の年月日

令和 8年 3月26日